

平成30年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成30年3月8日(木)午前9時開議

出席議員(14名)

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	平山義晴
会計管理者	米倉敏子	総務課主査兼 総務班長	池澤竜二
総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊	教育長	今井富雄
教育課長	白井住三子	教育課主幹 (指導主事)	吉野清久
選挙管理委員会 書記	鈴木庄一	睦沢町農業委員会 事務局長	平山義晴

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介  
書 記 麻生 健介

---

議 事 日 程 (第 3 号)

- 日程第 1 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
- (議案第 2 1 号から議案第 2 6 号まで一括議題、委員長報告・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 2 号 睦沢町福祉有償運送運営協議会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 号 睦沢町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 5 号 睦沢町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 8 号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 9 号 睦沢町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 13 号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 14 号 睦沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 27 号 町道路線の認定について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第 21 議案第 28 号 睦沢町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 29 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 30 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
(町長の提案説明、採決)
- 日程第 24 発議案第 1 号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書の提出について  
(提案理由説明、質疑・討論・採決)
- 追加日程第 1 議案第 31 号 平成 29 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 9 号)

---

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議案第21号～議案第26号の委員長報告、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程に入ります。

日程第1、議案第21号 平成30年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第26号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算まで6議案を一括議題といたします。

この6議案につきましては、去る2日に開催の本会議において、その審査を予算審査特別委員会に付託し、審査が行われたところであります。そこで、その審査結果について委員長より報告願います。

中村 勇委員長。

○予算審査特別委員長（中村 勇君） 皆さん、おはようございます。

平成30年予算審査特別委員会審査結果報告書、これを朗読させていただきます。

平成30年3月8日、睦沢町議会議長市原重光様、予算審査特別委員会委員長中村 勇。

平成30年第1回睦沢町議会定例会において審査を付託された平成30年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算について、下記のとおり審査を行ったので報告いたします。

記。

1、審査の対象。

平成30年度睦沢町一般会計予算、平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計予算、平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算、平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算、平成30年度かずさ有機センター特別会計予算、平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算。

2、審査の経過。

第1回特別委員会。日時、平成30年3月2日金曜日、本会議休憩中。場所、役場議場。

（1）特別委員会構成の決定。

委員長中村 勇、副委員長中村義徳、副委員長今関澄男、副委員長田邊明佳、委員、正副委員長を除いた議員全員。

（2）審査方法の決定。

①審査の方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うこととした。

②一般会計の歳入は、原則として総務経済常任委員会所管の事務事業の審査の際に一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うこととした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、簡潔な要点説明とした。

⑥必要に応じて班長等の出席を認めることとした。

(3) 審査日程の決定。

平成30年3月5日～7日の3日間。

第2回特別委員会。日時、平成30年3月5日月曜日午前9時から。

審査内容。

(1) 総務経済常任委員会所管の事務事業の審査。

第3回特別委員会。日時、平成30年3月6日火曜日午前9時から。

審査内容。

(1) 厚生文教常任委員会所管の事務事業の審査。

(2) 現地調査の実施箇所の選定。

(3) 審査結果の取りまとめ及び報告書の作成。

第4回特別委員会。日時、平成30年3月7日水曜日午前9時から。

審査内容。

(1) 現地調査。

①社会資本整備総合交付金（特定地域公園事業）（下之郷地先）。

②社会資本整備総合交付金（住宅助成事業）（上之郷地先）。

③妙楽寺佐貫線。

④むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業（森・上之郷地先）。

全てこれはまちづくり課でございます。

(2) 現地調査終了後、採決及び審査結果報告書の承認。

3、審査会場。役場3階302・303会議室。

4、審査結果。慎重審査の結果、平成30年度睦沢町一般会計予算については原案に否決、平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計外4特別会計予算については、それぞれ原案のお

り可決することに決定した。

以上、報告いたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略いたします。

これから討論を行います。

（「議長」の声あり）

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 修正動議を提出したいと思います。

修正内容は別紙にて説明したいと思います。

○議長（市原重光君） ただいま田邊明佳議員から、議案第21号 平成30年度睦沢町一般会計予算について修正すべきとの動議が提出をされております。

動議成立には発議者のほかに1人以上の賛成が必要です。

ただいまの田邊明佳議員の動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） この動議には2人以上の賛成者ということでありますので、成立をいたしました。

次に、田邊明佳議員に申し上げますけれども、内容の説明を求めます。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、修正動議の説明をしたいと思います。

まず動議内容ですが、議長様宛てに提出したものを読ませていただきます。

睦沢町議会議長市原重光様、平成30年3月8日。

議案第21号 平成30年度睦沢町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び睦沢町議会会議規則第15条の規定により修正案を提出します。

提出者、睦沢町議会議員田邊明佳。賛成者、睦沢町議会議員清野 彰、賛成者、睦沢町議

会議員久我真澄。

総合運動公園の拡張に係る歳入は全て諸収入に繰り入れる。また、拡張に係る歳出は全て予備費に繰り入れるというものです。

提案理由を申し上げますが、まず初めに、町長は予算案を提出する権利があります。我々議員はそれを議決する権利があります。そして、我々には議決したことに対する責任があります。議決した以上は、町執行部の責任として我々が逃れることは出来ません。

総合運動公園の拡張ですが、この件は12月定例会にて突如、都市公園を設置すべき区域の決定として上程されました。今回はそれを一歩進めた形での土地購入代、補償費ほかの予算計上となっています。

12月定例会でこの問題が大きく取り沙汰され、議論となりました。しかし、定例会以降、1度の全員協議会しか開かれませんでした。また、先日、議案第1号として出された睦沢町スポーツツーリズム推進基金条例の制定については否決となっております。いまだもって説明が果たされ議論が尽くされたと言える状況ではないと思います。

何度も申し上げますが、我々には責任があります。その責任を果たすための判断材料や時間がいまだ足りないと言わざるを得ません。また、いきなり降って湧いた拡張問題に町民の皆様も戸惑い、または拒否反応を示しています。スマートウェルネスタウン事業がまだ道半ばな上に、学校の校舎の問題が控える中、こういった事業は慎重に進めるべきと思います。

そういったことから、この件について全て否定するものでもありませんが、時期尚早、いったん凍結して議論するという手法をとるべく、修正動議を提出するものです。

12月定例会での久我真澄議員の反対討論にありましたが、自身が住民に対して説明できないものに対しては賛成できません。町と議会が同じ方向を向くのが理想とよく言われますが、そこに住民が不在では真の住民福祉向上は図られないと思います。

以上をもちまして修正動議の提案説明といたします。よろしくご審議の上、お諮りください。

(「議長」の声あり)

○議長(市原重光君) 市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) 内容について質疑をする権利があると思うんですけども。

○議長(市原重光君) はい、どうぞ。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) 態度表明を迫られるわけで、今出されていることについての理解を

深めなきゃいけないので、質問させていただきたいと思います。難しい問題ではありませんので。

総合運動公園の基本的な、細かいところは違いますが、基本的な考えについては、私は賛同出来るものであります。ただ、確認であります、修正動議でありますから、本一般会計予算全体の中での修正を求める部分はこの部分であるということの検討の中で出されているというふうに、当然であります、一応再確認という意味でお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 市原議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

（「討論をお願いします」の声あり）

○議長（市原重光君） 討論。どうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は、今の動議に反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。その内容についてお話をさせていただきたいと思えます。

今言った部分的な問題については、私は賛同出来るものであります。ただ、本一般会計全体の中で、私はこの問題だけではなく、予算実施の手法、住民参加が本当になされているかどうかという、そういう問題に対する予算化がないこと、現状認識についての国の方向で町の自立的な認識がないこと、選択と集中の具体化の問題、その中で極めて住民の福祉、暮らしの立場に立っているかどうかという問題、こうした点について、私はこの部分ではなくて、他の部分も含めた全体の問題について一般会計には、後から討論を行いますけれども、そういうことありますから、結果的に賛成をしてしまいますと、そういう点は一般会計を認めてしまうことになってしまいますので、提出者のお気持ちはわかりますが、私の基本的な立場でございますので、賛成できないということあります。否定するものではありませんので、その点は誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 他に討論ありますか。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 私は、今の修正動議に対しまして賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

総合運動公園の多目的広場の拡張問題につきましては、十分説明を受けております。そし

てまた、今回は非常にありがたい寄附金もいただいております。その資金等を活用しながら拡張するんだということ、これは十分認めるところでございますけれども、先の総合運動公園の多目的広場の使い勝手、これらにつきましてはまだまだ町民には深い疑心がございます。その中で、その対応としてこういう案が出ているわけでございますが、町民全体、我々議会も含めて事前的な説明、十分な協議を重ねた上での提案というものが必要ではなかったのかなというふうに思います。

そういった面で、今回の科目変更等ございまして、全体の予算を削減するとか、そういう問題ではございません。とりあえず凍結をして、そして町長がまた行く町長と語る会ですか、こういった機会もございます。そういう中で町民の意見を十分聞きながら、そしてその中で執行していくということで、流用は十分出来る範囲でございますので、その辺は柔軟に対応していくべきだというふうに思うものでございます。

したがって、余りにも先行型の事業執行というものは、やはり色々弊害がございますので、その辺は慎重に取り扱っていただきたいと、そういう観点から修正案に賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に反対討論の方、おりますか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 私は、この修正動議に反対するわけではありませんけれども、先程、予算審査特別委員会の委員長として報告をさせていただきました関係がございますので、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

ただいまの修正動議が、私はわからないわけではございませんけれども、どうして予算審査特別委員会の折にこのことをもっと早く出さなかったのかなと私は思います。予算審査特別委員会の中で、全てそういう質問がない中で、採決をとったときに否決をされたということであるならば、どうしてその前に話をしてくれなかったのか、その一言を言わせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に賛成者の討論。

清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） 今まで、田邊明佳議員と今関澄男議員がおっしゃった内容なんですけれども、簡単につけ加えますと、スポーツツーリズムというのは、昨年の12月に議会でも時

期尚早という意見が多くあって、色々課題を持ったわけです。今回、一般会計予算でもこれに関連した提案がありましたが、時間が非常に短いという中で、大きなこういう提案がきています。

それで、私が考えるには、ちょっとまだ先が見えてこないというふうなことで、色々な事業をやっていますので課題も多くあるということで、その辺のところ非常に厳しいのかなというふうに思っています。そういう意味でいくと、先程お話があったように、少し時間をずらせて議論を重ねていくということが必要であると思いますので、それに対して、こういう考えから賛成したいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に反対者の発言を許します。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

町長ほか、町の執行部で総合戦略を立てた中で、スポーツツーリズムということであって、陸沢のスポーツに対する観光、また、スポーツによる健康増進のための計画がなされました。その中において、資金のあり方を明確にした寄附があった中で今回の事業の展開はよろしいと思うわけでございます。

また、会議のたびに言われておりますが、中身の内容についてはこれからも協議を進めていく、協議を重ねた中で住民の求めるものを造っていくということで、資金の面、また目的の部分には協議をするというところで、この予算執行に対しは有効なものだと思いますので、今の動議に関しては反対をいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） それでは採決をいたします。

ただいまの修正動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立少数です。

したがって、議案第21号について修正することの動議は否決されました。

これから討論を行います。

最初に、日程第1、議案第21号 平成30年度陸沢町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成30年度一般会計予算、反対討論を行います。

私は、本予算の個々の施策についての幾つかについては評価するものであります。町民の命を守る平和について「被爆桜」をしっかりと位置付けるなど、平和首長会議参加自治体としての取り組み、こども園、学校などのトイレの洋式化の一定の推進、中学校普通教室のエアコン設置、リフォーム助成の継続、むつざわエナジーによるエネルギーの地産地消の発展、そして子育て支援の伝統を生かす立場への発展など評価出来るものであります。

私は、福祉、暮らしとともに、従来から提案している子育て支援の睦沢町こそ、人口急減への最も有効な手段の一つであると考え、さらなる充実を求めるものであります。

その評価の上に、まず、本予算が作成される前提となる経済情勢の認識がどうであるかという問題であります。ご承知のとおり、憲法92条は、地方公共団体の組織及び運営が地方自治の本旨に基づくことを定めております。地方自治の本旨には住民自治と団体自治の二つの要素があり、住民自治は地方自治や住民の意思に基づいて行われる、当然であります。側面であります。そして、団体自治とは、地方自治が国から自立し、自らの意思とその責任のもとでなされるということであります。

予算提案理由では、経済状況について、国の報告に基づき、住民の実態とはかけ離れた緩やかな回復が続くとし、質疑の中でも、団体自治を持つはずの町独自の分析はありませんでした。住民自治の立場からの現在の住民の生活実態の分析から出発すれば、将来の人口急減を抑えるという国の方針に基づく総合戦略への無批判な推進を掲げております。私は、31年度末の総合戦略の改定に向けて、部分的な住民参加によるまちづくりだけではなく、総合戦略そのもの、評価と見直しを含めたまちづくり委員会のような住民自治の実現、住民参加のまちづくりを求めるもので、提案するわけであります。

第2に、町の活性化、持続可能なまちづくりの基幹として位置付けられたむつざわスマートウェルネス事業についてであります。当初、現道の駅の地主の方からの契約切れに伴い、やむを得ない理由から移転を決断せざるを得ないことが具体的な出発点であり、町農業の発展、雇用など地域産業の発展を目指したものであります。しかし現時点では、温浴施設、スポーツ施設、当初計画になかったかなり広いドッグラン設置、周辺山林の開発に財源を注ぐ意向を表明し、拡大させるなど、レジャー、観光施設としての性格へとその内容が変わってきております。町農業の発展という点でも、商品販売のテクニック等は進んでおりますが、

魅力ある特産品の開発・生産が軌道に乗ったとは言い難く、しかも健全運営のもととなる予測は、現在の道の駅の2倍近い来訪者を想定したものとなっております。私は、一気に大型施設建設に突き進むのではなく、縮小、実績を積み重ね、その成果を確認して進むべきではないかと提案をしております。

第3に、スポーツツーリズムに基づく急激な大型開発推進であります。これも住民からの強い要望から生まれたものではなく、国の観光立国、その一環としてのスポーツツーリズムとその予算化に乗った計画であります。さらには、総合運動公園をスポーツの聖地とすると突然宣言し、多目的広場からの住民団体による行事の排除にまで広がりました。これは施策の是非への問題であるだけでなく、住民合意への努力という施策の実施にかかわる住民自治という地方自治体の根幹にかかわる問題でもあります。

今回の議案でも、スポーツツーリズム推進基金と明記しながら、実際は総合運動公園という部分のための内容となっていた不整合な条例制定の提案がなされておりました。スポーツの聖地と位置付けて、結果的にこれまでの住民の利用を制限するのはやめるべきであります。

さらに、観光第一とも感じられるスポーツツーリズムは、団塊の世代が高齢化し、少子化が進み、貧困化が急激に進み、庶民の可処分所得減、個人消費の減少が進む中で、必然的に対象者の減少が考えられます。こうした点もあって、国は既に訪日外国人旅行者の受け入れ観光の整備を掲げるなど、この点で進めば、全国的な誘致合戦が町の主力となりかねないと考えられます。例えば民泊などの提起もされていますが、現在、民泊をめぐるトラブルが各地で発生しているように、住民の十分な納得と合意が不足された進め方では疑問の残るものであります。

第4に、民間活力全面肯定ともいうべき手法の問題であります。確かに、全国的なノウハウを持つ企業のアイデア、人材など評価出来る面はあります。ただし、企業は利益がどれだけ得られるかが目的であります。しかし、地方自治体の役割は、地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし」とある。この役割とは根本的にその目的の違いが存在するものであります。

民間活力依存型ともいうべき手法は、従来の計画づくりなどでの活用があったわけですが、その枠を超え、行政運営の委託、さらにはスポーツツーリズムの拡大の中で、突然実施の方向を打ち出したライドシェアの実施に向けた業務実務まで民間で行おうとしております。これらの広がりや、地方自治法上の立場から、全体の奉仕を職務とし、かつ自ら勤労者である立場から、住民サービス充実に向け、職員が自ら成長する条件を減少する結果になりかねない

いという側面を持っております。私は、自治体の役割という原点に立ち、民間活力全面依存型とも思えるようなやり方を改めるべきだと考えております。

第5に、千葉県でも小さな自治体の1、2を争う自治体として、住民の切実な要望をもとに身の丈に合った行政運営をすべきだということであります。それは、暮らしを支え、福祉、子育て充実という切実な要望です。国保、介護、後期高齢者医療負担の負担増を抑え、サービス除外の進行から住民を守る施策にこそ、私は今こそ力を注ぐべき内容ではないかと考えます。

以上の理由から反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 平成30年度睦沢町一般会計予算の賛成討論をいたします。

平成30年度は町制施行35周年という節目の年であり、むつざわスマートウェルネスタウン基本計画のもと、平成31年度のオープンに向け、新たな道の駅やその周辺施設の建設が始まり、睦沢町の将来に大きな影響を与えるターニングポイントの年であると期待しております。

そのような中で、基幹財源である税収について大幅な増額が見込めない中、後年の負担に配慮しつつ、財源措置のある有利な地方債の活用を行ったり、持続可能な財政運営を行うため、安定した財源確保を考慮し、特定目的基金からの充当を行うなど、将来を見据えた選択と集中による予算編成がされており、努力がうかがえます。

歳出については、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算編成がされております。ふるさと納税では、全国的に返礼品の調達が過熱しておりますが、本町では、リピーターを大切に、毎年新しいチラシを送付するなど、納税者へのきめ細やかな配慮が見受けられ、睦沢町らしく睦沢町をPRし得ることは評価に値するものであります。しかし、ふるさと納税は町の貴重な財源となるものなので、新たな返礼品の充実や、さらなるPRの工夫をお願いするところであります。また、交流人口、関係人口拡充の観点から、食、文化、観光、体験などの地域資源を有機的に結びつけ、睦沢の魅力を発信するというむつざわプロモーションプロジェクトに期待するところであります。

子育て支援につきましては、新生児期において先天性の聴覚障害を発見することで、その治癒の確率が高くなるなどのことから、町がその検査費用を助成し、保護者の負担軽減を図るなど、子育て世代の配慮は評価いたします。

平成31年度オープン予定のむつざわスマートウェルネスタウン道の駅施設につきましても、

町民の多くが注目しており、地域振興施設、農産物小売り物販施設として成功させるべく、議員と執行部が一丸となって集客数の確保に努めなければならないと考えます。そのために、睦沢町農業の一層の理解促進と、農業を通じた交流促進を町内外問わずオープン後も継続的に行っていただきたいと思えます。

教育におきましては、平成32年度から全面実施される小学校の新学習指導要領の英語教育の先行実施に当たり、これまでの中学校だけではなく、小学校にも常勤のALTを配置し、英語教育の推進を図ることは、国際社会で活躍する本町の子供たちの育成という観点から大変評価するところであります。この他、小学校に続き中学校にもエアコンを設置し、学習環境の整備に配慮したことも評価いたします。

また、働き方改革が取り沙汰されている中で、教職員の多忙化を解消するため、校務支援システムの導入について配慮がなされたことについても評価に値するところであります。これに伴いまして、本町の子供たちへのきめ細やかな学習指導を期待するものであります。

今後、園・小・中一貫教育の実現に向け、基本構想が策定されれば、公共施設等総合管理計画も鑑み、学校施設の改修等、大規模な事業の計画が控えていることから、社会情勢を十分に注視し、随時財政計画を見直すなど、引き続き持続可能な財政運営の堅持を要望し、一部に見解の違いがありましても、総合的に見て本予算に賛成し、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（市原重光君） 原案に反対者の発言を許します。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） まず、先程も申し上げましたが、総合運動公園に関して、それだけでなく全体的に町長の先走り感が否めないと思えます。

また、総合運動公園を中心として観光に重きを置いた予算編成と見られ、バランスがとれていないと思えます。10年後、20年後を考えたとき、人口減少は避けられない中、果たしてこの予算で対応していけるものなのか、疑問があることから、反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○6番（麻生安夫君） 平成30年度睦沢町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成30年度は、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業が大きく動く年であり、平成31年度のオープンに向け、新たな道の駅やその周辺施設の建設が始まり、睦沢町の将来に大きな影響を与える起爆剤となることを期待しています。

一方で、税収等の大幅な増が見込めない中、後年の負担に配慮し、財源措置のある有利な地方債の活用を行うなど、財源確保の努力がうかがえます。このことから、本予算は継続可能な財政運営のため、今後の睦沢町の将来を見据えた選択と集中による予算編成がされていると思います。

歳出については、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算編成がされています。ふるさと納税では、新たな返礼品を加え、充実を図ろうとする努力がうかがえます。今後も睦沢町をPRするとともに、むつざわブランドの農産品等を全国にPRすることを期待します。

また、町の基幹産業である農業の発展のため、営農組合の立ち上げを支援し、法人化した組合には施設整備等に助成を行うなど、組織的な農業経営に力を入れていることがうかがえ、評価するところであります。また、町のたい肥を使用したむつざわ米のブランド化について、引き続き努力されることを期待しております。

農業と道の駅の連携による継続可能な生産・販売体制づくりでは、多種多様な農産物の栽培の定着を図るための農業塾等の継続、また、町内外を問わず睦沢町農業の一層の理解・促進と農業を通じた交流促進を図るなど、新たな道の駅のオープンに向け着々と準備が進んでおり、より一層議会と執行部が一丸となって本事業の成功に尽力しなければならないと考えます。

スポーツツーリズムに関しては、新たに食文化、観光体験などの地域資源を有機的に結びつけ、睦沢の魅力を発信するむつざわプロモーションプロジェクトを推進し、交流人口、関係人口の増加に努め、より多くの人の流れを呼び込むよう努力をしていることは、評価に値するものであります。

また、こども医療対策事業については、高校3年生までを対象に、保険診療の範囲内で医療費の全額を引き続き助成していること、新生児期健診において先天性の聴覚障害の発見を目的とする新生児聴覚検査に対し助成をしていること、さらに出産祝い金を交付することとしており、少子化対策、子ども・子育て支援に寄与するものと考え、大いに評価するものであります。

睦沢小学校においては、コミュニティ・スクールを導入、平成32年度から全面実施される小学校の新学習指導要領の英語教育の先行実施による英語教育の充実、中学校普通教室へのエアコン設置等、学習環境の向上を図っております。将来、睦沢町を担っていく子供たちの育成に寄与するものであり、評価いたします。

「誰もが健康で暮らし続けることのできる「健幸」まちづくりの推進」では、地区健康運動教室の実施、「ウエストへるス塾」については昼間・夜間の教室の実施、毎月の健康ウォークでは歩くことの普及・啓発をし、運動習慣を定着させることにより、生活習慣病の予防は引き続き実施していただきたいと思います。

「安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進」として、自主防災組織の機能強化を図るとともに、災害時、自ら行動出来ることを目標に住民の防災に対する意識や知識、技術の習得を図るためにも、防災訓練や防災対策コーディネーター養成講座は引き続き実施していただきたいと思います。

今後も、国の動向や社会情勢を十分に注視し、引き続き健全財政の堅持に努めていただくことを要望し、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第21号 平成30年度睦沢町一般会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第2、議案第22号 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成30年度国民健康保険特別会計予算への反対討論を行います。

ご承知のとおり、この30年度から国保会計の責任は県に移管されるわけであります。現在、国保会計は、医療産業の商品である新薬などの高額化などの影響もあり増大を招いております。ただし、県に移管によって住民負担については単独町村の枠から外れ、全県的必要額から配分される納付金を納め、医療機関への支払いは県からの財源に基づき支払うという仕組みになるわけであります。

国保会計は、これまでの国の支出が大幅に削減された経過の中で、住民に直接影響を受ける割合が大きくなってきたという点で、町としての限界もありました。ただし、今回、県の移管に伴ってかなりの制約を受けざるを得ないとしても、この制度の中で、町独自に住民負担の軽減は出来る仕組みは残されているわけであります。

残念ながら本会計は、住民の実態や要望への配慮から出発したものではなく、機械的とも

思われる住民負担軽減無視の会計であると言わざるを得ません。

以上の理由から反対であります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

岡澤宏一議員。

○9番（岡澤宏一君） 平成30年度の睦沢町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険は、被用者保険者等に属さない全ての人が加入し、我が国の国民皆保険のとりでとして基盤的な役割を果たしてきたところですが、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険税負担が重いなどといった構造的な問題を数多く抱えており、国保財政は脆弱性が一段と進んでおります。

こうした問題を解決するために、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となるなどの大改革が行われたところであります。

また、低所得者が多い国保財政基盤の強化のため、公費の投入がなされたことは一定の評価をしておりますが、今後も必要に応じ、さらなる公費投入による財政基盤強化のための要望活動に努めるよう望むものであります。

本町の国民健康保険は、被保険者が急激に減少する中、医療給付費、高額医療費が高い状況で推移しており、予断を許さぬ状況であります。新たな制度により、保険給付に必要な費用は全額県から交付され、急激な増加にも対応出来るなど、町民の暮らしと健康を支える制度として安定した役割を果たせるものと考えます。

また、医療費の抑制については、特定健診の受診率向上と生活習慣病の予防のための各種保健事業を積極的に推進されております。

今後も健康長寿のまちづくりを推進し、町民の健康寿命の延伸と安定した財政運営を願い、本予算に賛成するものです。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第22号 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第3、議案第23号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第23号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第4、議案第24号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算への反対討論を行います。

今年度は3年に1度の計画改定の時期であり、町の姿勢が問われる内容となっております。その特徴は、日本の高度成長期を支えた団塊の世代の高齢化に伴い、避けられないサービス費用の増大の進行という中で、根本的には、国の財政施策が一方では富裕層、大企業への税負担軽減や各種支援策の中で、大企業の内部留保が生産に回らず、400兆円を超え増え続ける。さらには、そのことが消費の減退と産業の停滞を招き、貧富の格差が拡大し続け、そして、そのしわ寄せとも言うべきことが社会保障費の削減に回っているところに問題があるわけであります。

町は、そうした住民の生活実態を認識し、介護負担軽減、サービス充実政策へと転換すべきではありますが、そうした独自の努力は見られません。介護保険料の引き上げを、今回にとどまらず長期的に大幅に引き上げることを検討しております。しかもサービス負担増、内容の後退など、とても保険の名前に値しない制度となってきております。

以上の理由から反対であります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○6番（麻生安夫君） 平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論

を行います。

介護保険制度は平成12年から始まり、今年は第7期の介護保険事業計画が策定され、その計画に基づき予算編成されています。平成30年度から32年度までの3か年を見込み、団塊の世代の利用が見込まれる平成37年度を見据えて策定されています。

町で推進している「誰もが健康で幸せに暮らし続けることのできる「健幸」まちづくり」では、住民の健康づくりの習慣化による様々な効果を見込み、介護保険特別会計においても、超高齢化社会を迎える近い将来を想定して各種予防事業への取り組みがされており、今後も介護保険事業の継続のため、予防事業を積極的に進めていただきたいと思います。また、高齢者げんき教室の開催や地域支援事業の充実、認知症についても新たな取り組みがされています。

これからも高齢者やその家族が安心して暮らせるよう安定的に運営されることを期待し、本案に賛成するものです。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第24号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第5、議案第25号 平成30年度かずさ有機センター特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第25号 平成30年度かずさ有機センター特別会計予算に対する討論を終わります。

最後に、日程第6、議案第26号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 平成30年度後期高齢者医療特別会計予算への反対討論を行います。

もともと、年齢により医療を差別するという世界的にも特殊な制度の内容であります。そして、いよいよ団塊の世代の後期高齢化の時代が到達する中で負担増が進んでいくという、まさに住民の負担増が今、目の前に迫り、進んできていると言わざるを得ません。

私は、今こそ住民と自治体が一緒になって、国に国民の医療を守る予算化を求め、高齢化の中でも安心して生活出来る医療にするためにも、後期高齢者医療制度をやめ、以前の老人保健制度に戻すべきだと考えます。

そして、現在の段階でもあらゆる努力をし、住民負担軽減のために努力を求め、反対するものであります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

後期高齢者医療については、千葉県後期高齢者医療広域連合の運営に伴う予算編成となっており、町では広域連合の決定に基づき、保険料の徴収や給付にかかわる各種申請の受け付け事務などが行われているところであります。

保険料率については、法律に基づき2年ごとに見直しがされ、平成30年度が見直しの年となっており、保険料率改定の要因は、増加要因として医療給付費の増加を見込み、抑制要因としては診療報酬の減額改定などであり、今後2年間を通じて財政の均衡を保つことが出来るように定められたものだと認識をしております。

また、一部の方のみに適用されていた特例措置については、一定の所得のある方について段階的に本来の軽減措置の水準に戻し、若年層からの保険料や税金によって支えられている後期高齢者医療制度を将来にわたって持続可能な制度とするための見直しも行われているところであります。

保健事業においては、人間ドック及び脳ドックの助成事業を引き続き実施し、後期高齢者の健康管理に努められております。

以上をもって、本予算は適切な内容であり、原案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第26号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

まず最初に、議案第21号 平成30年度睦沢町一般会計予算について、委員長の報告は否決です。

平成30年度睦沢町一般会計予算は、原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第21号 平成30年度睦沢町一般会計予算は可決されました。

議案第22号 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第22号 平成30年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第23号 平成30年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第24号 平成30年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成30年度かずさ有機センター特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成30年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第25号 平成30年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第26号 平成30年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで10時20分まで暫時休憩といたします。

(午前10時02分)

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

---

#### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 先程の休憩中に町長から追加議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

追加議案の送付について、町長から説明があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 追加した補正予算につきましては、本会議会期中に国から補助金の額の通知、また確定があったことから、追加での審議をお願いするものです。

よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

また、先程の休憩中に議会運営委員会が開催をされております。

内容について、中村 勇委員長から報告願います。

中村 勇委員長。

○議会運営委員長（中村 勇君） 議会運営委員会から報告をいたします。

先程の休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容につきまして報告いたします。

案件は、町長から追加で送付のありました平成29年度陸沢町一般会計補正予算（第9号）の取り扱いについてであります。その取り扱いについては、協議の結果、本定例会の追加日程として、本日の日程の最後に追加し、審議を行うことと決定いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました議案1件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案1件については、追加日程として本日の日程の最後に追加することに決定をいたしました。

ここで、追加議事日程及び追加議案を配付させます。

（追加日程配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れはございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） それでは会議を続けます。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第2号 睦沢町福祉有償運送運営協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これまであったというところでの報酬の内容ですが、委員の構成の問題で、関東運輸局千葉うんぬんとその指名する職員ということではありますが、こういう大げさな形がどうしても必要なんでしょうか。独自で決めて、色々な手続上、後から調べればいい話だと思うんですけども、この人たちも日常的には自分の仕事もされているわけで、その辺の矛盾も生じないのかなと思いますが。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） ご質問にお答えさせていただきます。

福祉有償運送運営協議会の委員でございますけれども、福祉有償運送を実施するに当たって、この運営協議会でその意見を伺うという経過がございます、そのための協議会の設置ということになっております。意見を伺って、その意見を添付して、福祉有償運送を行う場合に、先程の関東運輸局の千葉支局のほうに福祉有償運送の事業の申請を行うという経過がございます。その関係もございまして、この委員の中に関東運輸局の方を入れてあるという内容になっております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 申請を行う相手というか、申請先の職員なり担当者が、これはそうなっちゃうと他の色々なものも、国の機関だ、県の機関だという形も出てもらわなきゃいけないことになってしまう形なんですよ。

だから、最初に申請をするときに色々相談を、それはわかりますよ。だってこれはもう一応出来ているんだから、その方のわざわざ手を煩わせるような必要があるのかなというふうには、最初やったからそのままの流れで、やめてくれとも言えないというなら、それはそれなりの理屈もあるのかもしれませんが、その辺の整合性が私はいまいち、申請するときに必要なだからと言ったら、大丈夫ですよって、事前は独自にお聞きをすればいい話だと思うんですよ。最初に申請するときには色々手続があって、ご意見をというのには、それはわかりますよ。いったん出来上がっているわけだから。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） すみません。説明が不足しておりました。

道路運送法の施行規則の中で、運営協議会の構成員等ということで定めがございまして、その中に地方運輸局長が入っております。その関係でお願いしているということになります。以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） ちょっとお聞きしたいんですけども、第3条の委員ですね。4番の想定される福祉有償運送の利用者の代表ってどういった方でしょうか。

○議長（市原重光君） 川越課長。

○福祉課長（川越康子君） 町の場合ですと、町の身体障害者の会がございます。そちらの方の参加をお願いしてございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 睦沢町福祉有償運送運営協議会設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第3号 睦沢町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 指定居宅介護支援事業等の事務所指定の問題だと思うんですけども、これは現在あるところはそのままだんですか。それとも、現在あるところも改めて町が指定をし直さなきゃいけないのかということと、具体的にそういうところがあるという意味なんでしょうか。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 現在あるところは県から移譲になってきておりまして、今後、更新の時期に町のほうで指定し直すという形になると思います。

以上です。

（「具体的にあるか」の声あり）

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） 具体的に今ある事業所ということでよろしいですか。ただいま町内にございます事業所としては、睦沢園、睦沢の里、それから社会福祉協議会、それとこだまの事業所の4か所がございます。ただ、こだまについてはこの3月でこの辺の事業を休止するということになっておりますので、事実上3か所ということになります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第4号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 言い方を変えれば、町が延滞金を請求する、町が、勝手と言えはおかしいですけども、勝手にやっているわけで、その手数料を取っていたのをやめるということですから、整合性はあると思いますが、これは大体、郡内も含めてそういう流れなのでしょう。

それと、こうした督促を行うことによって、どの位新たな税徴収がされているのか、金額的にわかれば教えてください。

○議長（市原重光君） 田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 督促を実施している団体につきましては、平成28年度末で9団体が課しているということでございます。ですので、ほとんどの団体については督促手数料は取っていないと。

長生郡内につきましては、長柄町と一宮町が30年度から取らないということを決定しております。ということで、睦沢町以外は、督促手数料については、30年度以降は取らなくなってくるということとなっております。

あと、督促手数料の関係で税収がどうかということでございますけれども、督促はしますもので、手数料だけ取らないということですので、税収のほうについては影響はないと思いますけれども、今後税収が伸びるように努力していきたいと思っております。

以上です。

（「具体的な数字」の声あり）

○議長（市原重光君） 田邊課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） 督促手数料につきましては、28年度決算で10万2,700円を収入させてもらっております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第5号 睦沢町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） アの氏名、生年月日とかうんぬん、これは大体わかるんです。問題はイの、こういうふうにしておきながら、イで個人識別符号が含まれるものというふうになると、一体それはどこまでどういうふうに含まれるのかということところが、この個人識別符号というのは何を指しているのかということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、今、議員おっしゃるとおり、アで規定をされていると、なぜまたイでつけ加えるのかということですが、今まで具体的なものがどういうものかというのが明示されていないということで、その精度を一段高くするという意味で、今回、個人識別符号というものが載せられたということでございます。

そして、この個人識別符号というものは、すごく難しいんですが、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号ということで、よく鑑定等に使われますDNAとか、顔とか虹彩、声紋、歩行の歩き方とか、指の静脈とか指紋とか、そういうものもあると。だから、そういうもので個人がわかるよというのはだめということです。

それから、その他サービス利用や書類において作られている番号。個人番号ですね。基礎年金番号とか旅券番号とか、もちろんマイナンバーも入りますが、住民票のコードとか、そういうものも配慮しなさいよというものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありますか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 非常勤の方の育児休業の期間が増えるということはいいいんですけれども、つまり1歳6か月から2歳まで、この2歳というのは、何か労働上の、ここにするの

が適当であるというところがどこなのかなというのが一つと、それから1歳6か月からですから、それまでは別の制度として、出産してからずっとやれると思うんで、そこはちょっとごめん。どういう法だか何かわからなかったんで、そこはついでに教えていただきたいと思います。特に2歳までというのは一体何なのかなと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今回の改正が非常勤の方のことで、非常勤の方ですので、常勤の方の4分の3以下といいたいまいしょうか、時間数の少ない方ということになります。常勤の方は3歳まで認められているわけですが、今回そこが、1歳半だったものが2歳までということで、より制度的には進んだという形になろうかと思えます。

その根拠は、常勤と同じ仕事、同じでどうのという色々議論がございますけれども、今回は国のほうではこのような形で、2歳までという形でございますけれども、こちらにつきましては、年度当初にあった場合、実際保育所とかにあきがなかったりとかする場合ですので、どうしてもその期間を埋めるということで2歳までということになっております。

2歳から3歳までのあと1歳がどうかと言われると、私のほうもなかなか答えにくいところがございますが、国の制度としてそうなったものでございますので、町のほうもそれで作らせていただきたいというものでございます。よろしくお願いたします。

（「それ以前の法的根拠、法改正されるまでの」の声あり）

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 法律根拠といいたいまいしょうか、保育所の受け入れ、初年度で1歳から1歳半までは決められておりますので、それから先の部分を今回認めようということでございますので、ちょっと法律名が出てこないんですけども、すみません。そこら辺で規定されているものに追加するというものでございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 認知症サポート医ですが、1か月にどの位の件数が見込まれるんでしょうか。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） サポート医につなぐ部分といたしまして、困難な事例が発生した場合に、現在も認知症の関係、包括のほうで窓口で対応しておりまして、困難な事例があった場合に、サポート医のほうにお願いして協力してということを考えております。

茂原市でこの事業を先に始めておりまして、その件数から見ましても、それほど多い件数が想定されないということで、年間で3件位ではないかというふうに町としては想定しております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 難しい問題で、毎月7万円、とにかく対象の方がいようがいまいが支払うということですから、一般常識から見ますと非常に高いというふうにとられるわけですが、その辺は町長も感じておられて、具体的な実施の中で色々と、その辺が曖昧なところもあるんですが、だけど、決めたらそれはもう、条例で決まっているんだから交渉ではなくて、これはとにかく義務的にも支払わなきゃいけないという、そういう矛盾が生じるんじゃないかなということと、それから将来的にこの辺のところの実態に合ったようにいくのか。つまり、一律で決めちゃうということがどうなのかなと。件数で決めるならまだわかります

よ。ただ医師会との関係もありますので、私も追及しにくいところもあるんですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおりでございまして、茂原市は29年度からスタートしていたんですが、郡部につきましてはそこら辺がありまして、医師会と調整をしております、特に私は強烈な反対をしまして29年度はやらないと。30年度からは、どうしても国がやれということになっておりますので、そういった中で色々調整をしたわけですが、事実上、睦沢町は睦沢診療所、大川医師と鹿間医師がおりますが、大川医師がこのサポート医の研修を受けて資格を持っております。

ということで、いずれにしろ医師会にお願いして医師を指名するという形になっておりまして、大川先生が指名をされたといった中で、睦沢町では年間に、今、課長が3件位予定されるかなという見込みを言うておりましたが、私は事実上1件あるかないかだというふうに思っております。そこら辺については大川医師も認識をしておりますので、協議を重ねてまいります。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 実は私も介護関係の計画推進委員の中におりますので、知っておいてもらったほうがいいかもわかりませんので発言させていただきますけれども、包括支援センターの関係で、認知症のチームを作ってやるというようなことでございますけれども、大川先生いわく、この予算は20万人位の規模だと、20万人住民の規模だということだそうです。これは大川先生が言うわけですから。

したがって、千葉市ではおおむね90万以上いるわけですが、こういうチームは四つしかないというようなことでございます。したがって、今回、国の指示ですから、これはやむを得ないというふうに思いますけれども、将来的に長生郡市の中で、ある面では連携をとりながら、こういったものはやっていけば、おおむねこの程度の規模でいけるのではないかなというような感じもいたします。

したがって、その辺も十分、これは国の方針だからというようなことでありますけれども、そういうことも含めてひとつ検討をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、議員がおっしゃられたように、29年度中に協議をずっと医師会としてきたわけですが、今後もそういう方向になるように協議を進めて参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありますか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第13、議案第8号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いをいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 従来に変わってスポーツツーリズムを推進するという事は、何を具体的には考えて、意図しているんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） このスポーツツーリズムなんですけれども、町との交流人口を増やすと、関係人口を増やしたいということからのスポーツツーリズムということでやっております。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 前回の私の質問を受けてのことだと思うんですけども、町民の憩いの場並びに心身の健全な発達及び生涯スポーツの普及を図るとともに、スポーツツーリズムを推進するためとありますが、まず私は、町民が先であるということから、このスポーツツーリズムという文言はまた別のところに書いてもいいんじゃないかと、別に立ててもいいんじゃないかと思うんですけども。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） もちろん、町民の憩いの場というところが頭に来ているということで、町民優先ということで認識しております。それとともにスポーツツーリズムを推進していきたいということで、一文の中におさめさせていただいたということでございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 同じところに並ばせられると、スポーツツーリズムの推進が先に来てしまうというおそれを感じてしまうんです。

また、天然芝じゃなくて人工芝にしますよという、まだ希望の段階でしたけれども、そういったことを町が言っておられましたけれども、火気の使用等は、人工芝は熱に弱いということで、とても厳しいんじゃないかという声も上がっておりまして、そうすると、農林商工祭りとかに使用するとき、また利用の制限というか、窮屈な思いをさせられてしまうんじゃないかという懸念もあるわけですね。ですから、町民がまず第一に使えるということで、文を、言葉を分離してはどうかと思うんですけども。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 町民第一につきましては、従来私が方向転換したということで、ご理解いただいたものというふうに私は思っておりますが、そういう形で進めさせていただきます。

そういった中にスポーツツーリズムということで、今ある宝物を皆さんと一緒に大事に使っていきたくと。また、今後こういうスポーツツーリズムを追加して、町民の一助になればと、結果的に町民の一助になるというふうに考えておりますので、そういう形で進めて参りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、利用についても、当然、町の財産でございますので大事に使っていくということで、特に火気使用については、今度は人工芝のところについては、周りが自然芝ですので、そういう場所をお願い出来れば、何ら支障なく使えていくのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 他に。

今関澄男議員。

○8番（今関澄男君） 総合運動公園、本町の素晴らしい施設であるわけでございますが、いづれにしても先程からありますけれども、何を主眼として町外から呼び込むかというところでございまして、特にサッカー、野球、テニス、柔剣道、水泳、屋内スポーツ、色々あるわけでございますが、肝心の陸上競技に係る施設がないというようなことが懸念されるところでございます。

そういったことで、現状の総合運動公園のいわゆるスポーツツーリズムに関しては、十分その調査、また実証、こういったことが必要かと思ひますので、その辺につきまして是非積極的にお願いをしたいということでございまして、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今回の新しい運動広場の、多目的広場につきましては、教育長からも意見具申が出ております。

そういったことを踏まえながら、今後進めて参りたいと思っておりますが、今回の土地の広さの中では、トラックについては、教育委員会で要望しているトラックについてはちょっと無理があるのかなというようなことで、また今後、学校の構想も進めて参らなければいけませんので、議員おっしゃるように、そういうものも多角的に含めて、そういう構想の中で検討して参りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「討論」の声あり）

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この議案、反対討論を行います。

現状の規定においても、スポーツツーリズムという形での利用を妨げる問題は一切ないと感じます。その上、なぜスポーツツーリズムを推進するのかという疑問が生じます。

この間、総合運動公園はスポーツの聖地にするという考えが進められてきているわけでありまして、このスポーツツーリズムを推進するという項目を入れることによって、こうした一種の排除の理論につながる危険性があるということになります。

現状で私は十分、スポーツ観光を利用された方にも対応出来るものであり、改めてこうしたスポーツツーリズムを推進するという項目を加える必要は全くないという視点から、反対をいたします。

○議長（市原重光君） 先程、私のほうから口述をする前に市原議員が討論と言いましたから、口述がちょっと遅れちゃったのでお許しを願いたいと思います。

ただいま市原時夫君議員から反対者の発言がありました。

ここで、原案に賛成の方がありましたら発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号 睦沢町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第14、議案第9号 睦沢町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫君議員。

○12番（市原時夫君） 伝統的建造物群というのは、どう考えても睦沢町の実態的にはないというふうに考えますが、これから伝統的建造物群が生まれるという可能性も、伝統的であ

りますから、新たに建てたものが100年、200年たてば別かかもしれませんが、というふうに具体的な適用は考えられないと思うんですが、これはやっぱり整合性上こういうのは必要なんでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） お答えいたします。

議員のご指摘のように、現在、睦沢町に伝統的建造物群があるかといいますと、ございません。そして県内では、今、佐原のほうで伝統的建造物群の保存地区がございます。そういったところで、近い将来、伝統的建造物群が睦沢町にということはなかなか言いがたいところではございますけれども、そういう中で、町内の伝統的な建物とか、あるいは文化財にいたしましても、皆様の関心がこのごろ高まっているようなところで、意識の醸成という観点からも、上位法令に合わせて改正をし、知らせめることは意義のあることかと考えております。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

清野 彰議員。

○7番（清野 彰君） 伝統的建造物となると、保護ですから、かなりお金がかかってくると思います。今、予測は出来ませんが、ただ、その辺のところはしっかり予算というのを考えないといけないのかなという、そういう懸念もありますけれども、その辺はどういうふうに、まだ何もないと言っているけれども、あれば今度それを保護するのにすごく人手とかお金がかかってきて、維持しなきゃいけないと、町の宝物になりますので、その辺のところをちょっと考え方を教えてほしいと思います。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 将来的に、そういったものが出てくれば、当然予算措置はすると思いますけれども、現状の中でも価値のあるものについては、周知も含めて大事にしていきたいという考え方は持っております。

○議長（市原重光君） 他に。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 先程、伝統的建造物群という言葉がありましたが、群となるとなかなかありませんが、建造物であったらよろしいかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君）　こちらは、上位法令の文化財保護法の規定によって変更しているものでございます。定義としてということでございますので、そちらに合わせた表現になっております。

○議長（市原重光君）　他に。  
（発言する者なし）

○議長（市原重光君）　ないようですので、これで質疑を終わります。  
お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君）　異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号　睦沢町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君）　起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君）　日程第15、議案第10号　睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君）　転居された場合に、前の住所のところで見るという特例の問題だと思うんですけども、これがそうじゃないと。これはいつの時点で転居された場合ということなんですか。

○議長（市原重光君）　石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君）　お答えいたします。

時点というのは、睦沢町で国保に加入していた時点、または後期高齢者医療、今回の場合は、住所地特例というのは国民健康保険でもありますし、後期高齢者医療でもあります。そ

の方々がその現時点で入っていた保険から、今度は住所、千葉県外に行ったときには、行った先の施設所有地に負担がかかるということで、その方については前住所地で見ましょうということなんです。今、国民健康保険で住所地特例を受けている方が、睦沢に住んでいて東京に入っていったと、その方が75歳になったときには、今の法律では東京の被保険者になってしまうと、その部分が抜けておりましたので、その部分を今回加えたというものでございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 睦沢町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第16、議案第11号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 国保の県への移管に伴う措置であると思うんですが、国民健康保険運営協議会という従来の名前では実態に合わないということだと思うので、下のほうに運営に関する協議会というふうに、名前は変えないが、こういうふうに読み替えるみたいになっているんですけれども、名前を変えちゃったほうが早いと思うんですけども、確かに長くな

っちゃうというのはあるかもしれませんが、その辺はどういう、つまり従来とは内容は変わるわけですよ、実態は。変わった内容に合わせたほうが、わざわざそのことを言うという項目で読み替える必要もないかなと思うんですが、大した大きな問題じゃないけれども。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） 市原議員のおっしゃることもそうなんですけれども、今までは法律に国民健康保険運営協議会がありました。今回は変わりました、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会ということで、この名前が長いということもありますし、今までずっと使ってきました睦沢町の国民健康保険運用協議会のほうがわかりやすいということで、法律とひもづけをするような形となりましたので、ご理解をいただければと思います。

○議長（市原重光君） 他に。

伊原邦雄議員。

○3番（伊原邦雄君） 協議会なんですけど、県への移管に伴って、協議会の役割あるいは協議会、もちろん人数がいるでしょうけれども、人数その他、仕事は変わらないものでしょうか。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） 今回は県にもこの協議会が出来ますし、市町村にも出来る。市町村はもともとありましたけれども、ご協議いただく中身については変わらないということとでございます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 睦沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第17、議案第12号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これは引き上げということではありますが、町のほうも努力をされているとは思いますが、もうあらゆる努力を尽くして抑えるという方針はとれないものかなと。これだと単に機械的な感じで、予想がこうだからといってやるわけで、その辺の配慮ということを私は今とるべきじゃないかと、住民の立場からいうと私はそうなんです。財政論の立場からいうとこういうふうになっちゃうのかもしれませんが、その辺は何か努力されているところはあったんでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおり、機械的に試算をしちゃいますと、月額に直して5,300円じゃなくて5,500円位になるという数字が出たんです。それを内部協議の中で、従前からあった基金をこれに充てようと、基金を余り増やすのはおかしいということで、被保険者からいただいた保険料ですので、それがたまったものが基金になっておりますので、それを充てて、なるべく上がる幅を抑えるという形にさせていただきました。

3年後にもまた同じ形が出てきますが、なるべくそこら辺もよく見た中で、今後も運営していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第18、議案第13号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 新たに共生型サービスというんでしょうか、障害者の方の介護も含めたという新しい質的な転換があるわけですが、実際の運用として施設の側の体制、教育という問題もありますし、それから、障害者自身がこれは選択出来るのかというところの問題があるんですが、その二つについて、障害者自身がこういうところで色々受けたいという、そういう選択肢はあるんでしょうか。

○議長（市原重光君） 川越福祉課長。

○福祉課長（川越康子君） お答えさせていただきます。

施設側の観点ですと、今回の改正で、障害者施設とか介護施設で、逆に障害者施設で介護の方を拡大するとか、介護の施設をやっているところが障害者を受け入れるとかという場合の共生型という改正になっておりまして、人員等の基準を満たしていたり、あるいは設備、運営に関する基準を満たしていると町が認めた場合に、その基準に従って適正なサービスが受けられますということが認められれば、共生型サービス事業所の指定を受けられるということになっております。

町のほうで今ある事業所は、あんしん睦沢が認知症型の対応型共同生活介護の事業所で2か所ございます。あと通所といたしましては、こだまが地域密着型の通所介護を行っておりまして、なお、こだまにつきましては、障害者の方々の受け入れも、共生型の始まる前から受け入れをさせていただいておりますので、特にこだまで広がるということはないと考えております。

それから、障害者の方がそれを選択出来るかということでございますけれども、今の制度ですと介護優先という形になっておりまして、なるべく介護のほうにという制度の流れはございます。ただ、障害をお持ちの方々がどこの施設でもというわけにはなかなかいきませんし、行かれる方々のことももちろんございますので、それは介護の施設ではなくて、障害の施設でサービスを受けたいということでありましたならば、現在は障害のほうの施設でのサービスを受けるという形で進んでおります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 睦沢町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第19、議案第14号 睦沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 睦沢町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第20、議案第27号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番(市原時夫君) メリットは何かということなんです。つまり、私ね、こういう道路を作ろうという前段階から激しく議論した記憶があります。実際に利用があって利便性が図れるのかというふうに言ったら、当時、8割だか9割の補助金がありますから、財政負担がかかりませんから、大丈夫やったほうがいいですみたいな、それからその後、あの辺の共有地みたいなものがあるから、それも利用出来ますからと。ところが、何十年かたつと全然、どう見ても利用の利便性はないというふうに感じております。

ただ、地方交付税、道路算定基準にありますから、あれだけ長いとプラスになるということもあるわけですが、ただその管理上で新たな財政負担を求められるのではないかということも考えると、そのプラス・マイナスの基準も含めて、その辺の判断は一体どうだったのかということです。

○議長(市原重光君) 市原町長。

○町長(市原 武君) これを町道にすることによって管理の負担が増えるかということ、それははないというふうに思っております。

今現在、逆に言うと、大上、妙楽寺、佐貫の区有地もあります。というようなことで、その3区に林道の周りの草刈り等あるいは管理についてお願いをしているところでございますけれども、それも、確か他の本会議か何かで出たような気がするんですが、大きいことばかりやっていないで、これからもう少しというような話もありましたけれども、出来ればせつかくああいう道路がありますので、先程議員がおっしゃっていたように、公有地もある、あるいは共有地もあるということで、これの有効活用、特に今、睦沢町に重点道の駅が出来るということで、是非農業を睦沢町で展開したいということでいっぱい入ってきております。そういうものが誘導出来る、あるいは町が直接手を下さなくても、町の税金を使わなくても、民間の活力をそこで使われるという方向に持っていければなというふうに考えておりますので、また是非ご協力、ご支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号 町道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第21、議案第28号 睦沢町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 大変恐れ入りますけれども、本議案は私ごとでございますので、退

席させていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） ただいま今井教育長から退席の申し出がありましたので、退席を許可をいたします。

（教育長 今井富雄君 退席）

○議長（市原重光君） それでは、ここで職員に議案を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第28号 睦沢町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成27年6月12日より教育長として、町教育行政の推進にご尽力をいただいております今井富雄氏の任期が平成30年6月11日で終了いたします。

任期中、今井氏は、36年間の教職現場及び教育行政で培われた豊富な経験を生かし、睦沢町教育振興基本計画の策定に取り組み、教育理念を推進するための具体的な施策を実施するとともに、適正な学校規模の中で子供たちの学びを保障すべく、小学校の再編に熱意を持って取り組まれました。そして再編を機に、学校運営の一層の充実を目指し、小・中学校の2学期制導入を検討し、本年4月1日から実施の運びとなりました。

今後は、地域とともにあるコミュニティ・スクールの運営や、グローバル化の進展に伴う英語教育の推進並びに学校施設整備基本構想に向けました調査研究など多くの課題に取り組む必要があります。そのためには、教育委員会の体制を早期に固めることが重要であり、継続した園・小・中一貫教育を進める中で、保護者、地域住民からの信頼も厚く、豊富な実績と卓越した統率力を持つ今井氏に期待することは誠に多大であります。

このようなことから、教育長として引き続き選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号 陸沢町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立多数です。

したがって、議案第28号は原案に同意することに決定いたしました。

今井教育長の着席をお願いいたします。

(教育長 今井富雄君 着席)

○議長(市原重光君) 今井教育長に申し上げます。

ただいまの教育長の任命については、多数の同意を得られましたことをお伝えいたします。

今井教育長、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長(今井富雄君) 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま、市原町長さんのご推挙により、議員の皆様方のご理解をいただき、ご承認いただきまして、引き続き教育長の職を賜りました。これまでの経験を生かし、そしてさらに精進をし、教育行政の推進に一層の努力をしていきたいと思っております。身の引き締まる思いでこの職を受けたいと思っております。引き続きまして大所高所からのご指導とごべんたつをよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、採決

○議長(市原重光君) 日程第22、議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は3名で構成され、その任期は3年であり、そのうち2名の委員が平成30年3月19日をもちまして任期満了となります。

任期満了を迎えます睦沢町大上3383番地17、佐藤勝善氏は、平成21年3月20日から固定資産評価審査委員会の委員としてご活躍をいただいているところであります。引き続き固定資産評価審査委員会の委員として再任をお願いいたしたく、選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をいただくものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） それでは、お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案に同意することに決定しました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第23、議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第29号と同様に、固定資産評価審査委員会の任期満了を迎えます睦沢町佐貫4041番地、村松恒雄氏は、平成27年3月20日から固定資産評価審査委員会の委員としてご活躍いただいているところであります。引き続き固定資産評価審査委員会の委員として再任をお願いしたく、選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をいただくものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） お諮りをいたします。

本案については、先程と同様に正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案に同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第24、発議案第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

10番、中村義徳議員。

○10番（中村義徳君） それでは、発議案第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める

意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

千葉県では、平成29年に策定した千葉県立病院新改革プランにおいて、人口密集地から遠いことや入院患者の減少などから、千葉県循環器病センターのあり方について全県的な視点での検討が必要としております。当病院の存続が危ぶまれておりますので、医療機関の少ないこの地域において当病院が果たす役割は大きく、これまでも循環器病の基幹病院として、また総合病院としての機能も備えていることから、市原市はもとより、本町や長生郡市からの利用者も多く、地域病院としての役割を担っております。

今後、現在の場所において医療の継続を求めするため、市原市、茂原市、長南町、長柄町、大多喜町の市町長で構成されている2市3町連絡協議会及び長生郡市、夷隅郡市の各市町長の連盟により、千葉県循環器病センターが広域に供給している医療機関の維持確保に関する要望書が提出されました。

睦沢町議会といたしましても、千葉県循環器病センターの存続を強く要望し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願いを申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

私のほうから申し上げますけれども、この発議案については、せんだっての全体会議の中で皆さんの同意をいただいてこういう形になりました。質疑等は省略したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「議長、賛成討論させていただきたいんですが」の声あり）

○議長（市原重光君） 賛成討論ですか。よろしいですね。お願いいたします。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 私は、睦沢町民の様々な思いとして、それから私の経験した中で、脳関係の病気というのは1分1秒を争うという事例を、幾つか具体的にこの目で見、お聞きをしております。そういう意味では、こうした特殊な技能を持つ専門医療機関、これがなるべく近くにあるということが大事だということを身にしみて感じております。

こういう病院を単に人口密集地から遠いとか、入院患者の減少問題、冗談じゃないと言いたい、私は、知事にも是非聞いてほしい。つまり、一人の命を救うということが医療じゃありませんか。それを遠いとか近いとか、そういう経営論理だけで割り切れるものではないと

いうことを言いたい。もしこの循環器病センターがなかったら亡くなったと思われる方、何人も私は知っているわけなんです。だからその思いを是非知事に届けていただきたい。

単なる存続じゃなくて、より拡充すべきなんです。そうすればいいということで、人も集まるじゃありませんか。というぐらい私の強い思いを是非知っていただきたいと思い、賛成討論といたします。

○議長（市原重光君） 他にありますか。  
(発言する者なし)

○議長（市原重光君） それでは、これから採決を行います。

発議案第1号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定しました。

なお、字句の軽微な修正については私議長に一任を願いたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めまして、そのようにさせていただきます。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 追加日程第1、議案第31号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

(内山書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第31号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に係る平成30年度から31

年度7月末までの建設工事に関するPFI事業サービス対価に係るもの及び臨時福祉給付金給付事業に係る国庫補助金の返還でございます。

補正額は1億2,250万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ43億1,606万円といたしました。

まず、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業につきまして、平成30年度一般会計予算にPFI事業サービス対価11億1,488万4,000円を計上しておりますが、昨日、農林水産省から、睦沢町が実施するPFI事業においては、先進的な事例であるとのことで重点的に予算を配分したいということから、農林水産省が所管する補助金の前倒し配分をするという連絡がございました。配分額につきましては1億2,250万円でございます。

平成30年度予算には、農林水産業費国庫補助金のうち、農山漁村振興交付金として1億2,862万円を計上しておりましたが、この前倒しの配分と合わせて、平成30年度には残額612万円の配分もするというところでございます。平成30年度は国全体の要望も多く、本町が要望する補助金の配分が厳しくなる可能性もあるということで、国では、町への補助金を平成29年度予算において担保するというものです。本町としても大変ありがたいと思っており、この補助金の前倒し配分を受けたいと考えます。

なお、本補正予算によりまして、平成30年度予算として必要な額は、平成30年度一般会計に計上したPFI事業サービス対価11億1,488万4,000円から、今回の補正額である1億2,250万円を差し引いた9億9,238万4,000円となりますので、早い時期に臨時議会をお願いし、減額させていただきたいと思っております。

また、本補正予算1億2,250万円の支出は平成31年度となりますので、平成29年度から30年度、そして平成31年度へと繰り越しを行った中で、先程申しました平成30年度予算として必要な額9億9,238万4,000円を平成31年度に繰り越しし、併せてPFI事業サービス対価11億1,488万4,000円を平成31年度に支出するものでございます。

したがって、歳入では14款2項4目農林水産業費国庫補助金に1億2,250万円を追加し、歳出では2款1項6目企画費、PFI事業サービス対価に歳入と同額の1億2,250万円を追加するものでございます。

次に、3款民生費は、平成27年度から繰り越しし、28年度に実施した臨時福祉給付金給付事業の実績による国庫補助金の額の確定がされ、歳入済みの国庫補助金のうち454万1,000円を国庫へ返還する必要があるため、追加するものです。

大変恐縮でございますが、本補正により、既に提出済みの平成30年度一般会計等予算資料

10ページの平成29年度基金残高見込みを差し替えさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） 資料はいつていますね、先程配布いたしましたから。

それでは、これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号 平成29年度陸沢町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第1回陸沢町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、皆さんご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

（午前11時50分）